I R 東海労新幹線関西地本 大阪車両所分会

CHANGE

2021年 12月15日 No. 33

発行責任者 湊 伸一 発行編集者 教 宣 部

2021年度職場諸要求(車両所関係)の業務委員会開催!!

報告シリーズ "第一弾"

「仕業検査中の車両の手歯止め撤去厳禁」!!

12月10日、2021年度職場諸要求の申し入れ(車両所関係)の業務委員会を開催しました。

この業務委員会の中で組合側から「仕業検査中に手歯止めが撤去されたことがあった。重大な不安全行為であり、対策を講じること」との申し入れに対し、会社側は再度「検査中は手歯止めを装着しており転動防止措置を行っている」と明言しました。

さらには「検査中の手歯止めを外してはならない」との認識を示しました。

私たちは、これまで、度々、仕業検査中の車両の手歯止めが撤去されるという事象があり、 そのたびに「危険だ。検査中の車両の手歯止めを撤去すると転動の恐れがある。」と言って きています。

しかし、会社は、「これまで検査中に手歯止めが外されていた事実について把握していない」と答えました。

一体会社は、現場の実態についてどんな調査を行っているのでしょうか?

会社が本当に知らないのか?もしくは、事実を隠蔽するつもりなら、私達は「検査中に手歯止めが外された」時、事実確認のため、担当者に「禁止された行為である」旨の声がけをし、危険行為を注意しなければならなくなります。

また、会社には事実を報告し、重大な労働災害を未然に防ぐ根本的な対策を求めていきます!

会社はあらかじめ本務乗務員や構内操縦担当者に「検査中の手歯止めを外し厳禁」を徹底させなくてはならない!